

3. その他の介護保険基準外サービス

- ① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）
- ② 居住（滞在に要する費用（光熱水費及び室料）

	(基準額) (第4段階) 第1～3段階以外	介護保険負担限度額認定証に記載されている額(補足給付)			
		第3段階		第2段階	第1段階
		第3段階② 年金収入等 120 万超	第3段階① 年金収入等 80 万超 120 万以下	世帯全員が市町村民税非課税 合計所得金額と公的年金等収入額 の合計が年間80 万円以下等	世帯全員が市町村民税非課税 老齢福祉年金受給者 生活保護受給者
食事の提供に 要する費用	1 日 1,445 円 朝食 373 円 昼食 505 円 夕食 496 円 おやつ 71 円	1 日 1,360 円以内	1 日 650 円以内	1 日 390 円以内	1 日 300 円以内
多床室 (2・4 人室)	1 日 915 円	1 日 430 円	1 日 430 円	1 日 430 円	1 日 0 円
従来型個室	1 日 1,231 円	1 日 880 円	1 日 880 円	1 日 480 円	1 日 380 円
個室 ユニット型	1 日 2,066 円	1 日 1,370 円	1 日 1,370 円	1 日 880 円	1 日 880 円

- 介護保険負担限度額認定を受けるには所得要件の他に預貯金要件もあります。

- ※ 高額介護サービス費：1 か月に支払った負担が負担能力に応じた負担限度額を超えたときは、超えた分が市町村から払い戻されます。
- ※ 外泊・入院等で居室を開けておく場合は、6 日間は外泊時加算が算定されます。
- ※ 外泊時加算算定対象日以外に入院又は外泊した場合は、居住費基準額の **2,066 円/日** が実費負担となります。(ユニット型個室)

- ③ 預り金管理料(通帳の管理など) 1,000 円/月 (管理する上限額 100 万円)

- ④ 理容・美容料金

月に2～3回、理容師・美容師の出張による理容美容サービスを、ご利用いただけます。

利用料金：訪問理容 丸刈り 1,000 円 カット 1,500 円

訪問美容 丸刈り・カット 1,500 円 カラーカット 5,000 円 パーマカット 5,000 円

- ⑤ その他

- * 日常生活品で利用者に負担していただくことが適当である物の購入代金は、自己負担となります。
- * 外出行事等の、外出時の昼食代、入園・入館料等は実費となります。
- * 訪問販売によるお菓子等、自動販売機の飲料などの購入代金。
- * 往診の薬代・外来受診・インフルエンザ予防接種等の医療費。
- * おむつ代・洗濯代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。